

**平成 26 年度沖縄県計画に関する
事後評価**

**平成 2 9 年 9 月
沖縄県**

3. 事業の実施状況

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.2】 公立久米島病院リハビリ棟整備事業 | 【総事業費】 83,644 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 南部 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ実施単位 (1.6 単位→2 単位) ・沖縄本島内の急性期病院に入院している久米島町民の回復期対象患者の受入 (1 日平均 1 名増) | |
| 事業の達成状況 | <p>平成 26 年度は未実施。</p> <p>平成 27 年度は設計を実施した。</p> <p>平成 28 年度は久米島病院のリハビリ棟増築工事を実施した。</p> | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>久米島の唯一の病院であり、リハビリ棟を整備することにより、久米島在住の患者で沖縄本島内の病院に入院している患者を早期に久米島病院へ転院させ、医療機能の分化を推進するとともに、患者や家族の負担軽減が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>リハビリ棟の増築により、理学療法士も 2 名体制から 3 名体制に増員して効率的な診療が可能となり、リハビリ対象患者の診療制限が解消される。また、沖縄本島の回復病院に入院している久米島の患者を久米島病院に転院させることが可能となり、病床利用率の向上、久米島町民の金銭的、身体的負担の軽減が図られる。</p> | |
| その他 | 地域医療介護総合確保基金の創設に伴い新たに実施する事業 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.3】 院内助産所・助産師外来整備事業 | 【総事業費】 1,174 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 11 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 県内で産科・婦人科を有する医療機関数に対する院内助産所・助産師外来設置施設割合。(48%→上昇) | |
| 事業の達成状況 | 平成 28 年度は、院内助産所・助産師外来の新設はなかったが、設備整備に助成することで、産科医師の負担軽減と助産師のモチベーションアップが図られた。院内助産所・助産師外来設置施設割合は 50%を維持しており、目標を達成している。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関において、院内助産所・助産師外来を設置し、正常経過の妊産婦の健康診査等を助産師が自立して行うことは、助産師の専門性を高めるとともに、産科医師の負担軽減を図るのに有効であった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>院内助産所・助産師外来の開設には、改修や医療機器等の購入等の経費負担が発生することから、それに対し助成することは効率的な開設の促進につながったと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.8】 訪問看護支援事業 | 【総事業費】 4,140 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 在宅医療・介護サービスの充実に向けて、訪問看護師の人材育成と在宅ケアサービスの質向上を支援・推進するための拠点・支援体制整備を行う。 | |
| 事業の達成状況 | 訪問看護ステーションの増加数 H22 年 53 ヲ所→H28 年 96 ヲ所 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 訪問看護サービスの現状を把握し、看護の質の強化、改善に繋がった。訪問看護の啓発により、訪問看護の提供・経営の安定化につながり事業所数が増加し、在宅医療にかかる提供体制が強化され、在宅での死亡割合の増加が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が困ったときにすぐに対応できるよう電話や来所、必要時に訪問指導アドバイスを実施している為、訪問看護の質の向上の為に効率的な執行ができた。 ・県全体での訪問看護ネット沖縄のホームページを展開することにより、より多くの方への普及ができ、効率的な執行ができた。 | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.14】 在宅歯科人材支援育成事業 | 【総事業費】 3,902 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 在宅歯科治療に対応できる人材育成を図るため、指導医及び専門医を招聘した研修の実施に係る経費を支援し、在宅歯科治療の推進を図る。 | |
| 事業の達成状況 | 平成 26 年度は未実施。 平成 27 年度は計 12 回の研修を行い、延べ 626 名が受講した。 平成 28 年度は計 12 回の研修を行い、延べ 604 名が受講した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 超高齢化が進み、診療所に通院できない介護者や要介護者が増加することが予想される中、住み慣れた地域での、居宅における在宅歯科治療に対応できる歯科医師、歯科衛生士等の人生育成をすることで、地域において質の高い医療提供体制が確保できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 沖縄県歯科医師会は地域医療再生基金を活用した在宅歯科研修の実績があり、効率的に事業を実施することができる。</p> | |
| その他 | 地域医療介護総合確保基金の創設に伴い新たに実施する事業 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.42】 在宅医療推進センターの設立事業 | 【総事業費】 8,152 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・在宅療養支援診療所数（89 カ所→増加） | |
| 事業の達成状況 | 地域の医療従事者が先進医療や特殊な医療に要する在宅患者に不安なく対応できるように、地域の医療従事者に対し先進医療や特殊な医療に関する知識の伝達や技術の研修、在宅医療に係る医療基金等の情報提供を行うための在宅医療推進センターの設立に必要な経費を支援した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>琉球大学医学部附属病院において、先進医療や特殊な医療を要する患者の在宅医療を推進することを目的とする在宅医療推進センターが設立された。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県内大学病院に在宅医療推進センターが設立されることにより、地域の医療従事者へ先進医療や特殊な医療に関する研修会等の開催など、県内における在宅医療の推進が期待される。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.23】 歯科医療従事者技術向上支援事業 | 【総事業費】 3,036 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・人口 10 万人対歯科医師数 (62 人→増加) | |
| 事業の達成状況 | 平成 26 年度は未実施。 平成 27 年度は計 12 回の研修を行い、延べ 496 人の歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）が受講した。 平成 28 年度は計 14 回の研修を行い、延べ 613 人の歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）が受講した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 研修等を実施することで、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の技術向上を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性 沖縄県歯科医師会は地域医療再生基金を活用した研修事業の実績があり、効率的に執行できると考える。</p> | |
| その他 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.33】 専門看護師・認定看護師の育成事業 | 【総事業費】 44,260 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 1 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 県外の認定看護師養成課程等に看護師を派遣する医療機関に対し費用の一部を補助し看護師を派遣及び県内で実施する認定教育課程に要する経費を補助することで、水準の高い看護を実践できる認定看護師を育成し、県内の看護の質の向上を図ることができる。 | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の研修派遣に対する補助： H27 年 8 名、H28 年 16 人(うち特定行為研修 2 人) ・ 県内の皮膚排泄ケア認定看護師養成課程修了者： H27 年 21 人、H28 年 21 人 ・ 認定看護師数： H25 年 99 人、H26 年 141 人、H27 年 176 人 ・ 認定看護師数 (10 万人あたり)： H25 年 6.99 人、H26 年 9.92 人、H27 年 12.2 人(全国平均 12.4 人)、 H28 年 14.3 人(全国平均 13.7 人) (※分野別で見ると偏在あり。生活習慣病増加への対応や、在宅医療の提供体制を整備するにあたって今後必要となる分野において、全国と比較して認定看護師が不足している分野が多くある。) | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 認定看護師の育成により、高度化・専門化される医療現場において専門分野に特化したケアが提供できるようになり、又各分野のリーダーを育成することが、県全体の医療の質の向上に繋がる。</p> <p>(2) 事業の効率性 認定看護師の資格取得には、教育機関において 6 ヶ月以上の研修を受ける必要があり、研修受講料・県外旅費・滞在費・現場での代替看護師の確保に係る費用が病院負担となっている。それを補助することにより認定看護師の資格取得者が増える。</p> | |

| | |
|-----|-----------------------------|
| その他 | 地域医療介護総合確保基金の創設に伴い新たに実施する事業 |
|-----|-----------------------------|

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO36】 医療機関勤務環境改善推進事業 | 【総事業費】 32,295 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成26年12月1日～平成29年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口10万人対医師数の全国平均値との比較（102%→105%） ・人口10万人対歯科医師数（62人→増加） ・常勤看護職員離職率（10.4%→減少） | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・過酷な業務に従事する医師・医療関係職の負担の軽減を図ることを目的に、医療クラーク17名を配置し、勤務環境の改善を行った。 ・病院内保育所運営費の一部を補助することにより、子供をもつ医療従事者が安心して業務に従事できる勤務環境の整備を図ることができた。 <p>県内全体でみた常勤看護職員の離職率は12.5%であったものの、助成した病院のみを対象に調査した離職率の平均は5.0%と低く、事業目標を達成している。</p> | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、沖縄県の医療を適切に提供できる体制を充実させていくため、過酷な業務に従事する医師・医療関係職の負担の軽減を図ることを目的に、医師・医療関係職と事務職員等との役割分担を担うスタッフを配置し、勤務環境の改善を推進するもの。 ・院内保育所の整備運営などの「働きやすさ」を確保するために医療機関が進めている環境整備・改善の取り組みを支援することで、医療従事者の安定的な確保に有効であった。 <p>（2）事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療クラークを配置し、診療に関するデータ整理や診断書などの文書作成及び診療記録への代行入力等を実施し、医療従事者の勤務環境が改善され、医療の質の向上に寄与することができる。 ・院内保育所運営費補助金については、既存の国庫補助事業からの振替のため、実施がスムーズで効率的に執行できた。 | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.43】 専任教員養成講習会事業 | 【総事業費】 1,464 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 看護教員養成講習会の教育課程を策定し、厚生労働省の承認認定を受け、平成 29 年度看護教員養成講習会を開講、県内看護師養成学校の専任教員を養成する。(養成数 20 名) | |
| 事業の達成状況 | 平成 28 年度においては講習会の教育課程策定を実施 ○ 看護教員養成講習会の教育課程を策定し 3 月に厚生労働省の承認を受け、円滑な平成 29 年度講習会開講ができる。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 教育課程策定においては、カリキュラム検討委員会を置き、教育内容を検討を重ねることで、教育の質が高い教育過程の策定ができ、厚生労働省の承認を受けることが可能となった。 本講習会を県内で開講することで多くの専任教員養成をすることができ、定年や退職などで専任教員の不足する養成校への人材供給が可能となる。また、講習会において、専任教員養成は基より現在看護師養成学校の専任教員も講師やファシリテータとなり指導にあたることで、教育力や指導技術の向上に繋がるなど現任教育としても有用である。</p> <p>(2) 事業の効率性 沖縄県で開催することで、多くの専任教員養成が可能となり、また、事業運営委託を看護教員養成講習会の実績がある沖縄県看護協会へ委託することで、円滑な事業運営が図られる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.44】 医師確保対策事業（地域枠修学資金） | 【総事業費】 86,670 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 地域医療に従事する医師の確保・養成 | |
| 事業の達成状況 | 地域医療に従事する医師を確保するため、琉球大学医学部地域枠学生（81 名）に対する修学資金の貸与を実施した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>（1）事業の有効性 地域枠修学資金の拡充により増員された被貸与者（医学生）が卒業・研修修了後に離島・へき地の医療機関に勤務することで、県内の医師の不足及び偏在解消に寄与することが期待される。</p> <p>（2）事業の効率性 修学資金の貸与により医学生の教育の段階から関与し、地域医療に対する高い意識を持った医師を養成することで、地域医療に従事する医師の確保を円滑かつ効率的に進めることができる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.45】 指導医育成プロジェクト事業 | 【総事業費】 7,434 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・ 医療施設従事医師数 103% → 105% | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度の指導医研修プログラムへの参加者は 6 名であり、各病院から推薦された若手指導医である。 ・ 育成した指導医数は地域医療再生基金を活用した前進事業「医学教育フェローシップ事業」を含めると計 31 名となり、修了生の 8 割は、県内の各病院で、後身の指導に携わっている。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修医に対し質の高い研修を提供することが初期・後期臨床研修医の確保に繋がるため、優れた指導医を育成し、教育研修体制の充実を図る必要がある。 ・ 多くの初期・後期臨床研修医の確保することは、指導医や勤務医として、一定割合は県内に定着することとなるため医師を確保する上で有効な手段となっている。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施機関である、琉球大学は多くの指導医を抱える県内唯一の大学病院であり、本大学にて実施する事で効率的に質の高い指導医の育成が行えた。 ・ 質の高い指導医を育成することは、研修医に対し魅力ある研修環境を提供することができ、効率的に研修医を確保する事に繋がっている。 | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.46】 臨床研修医確保対策事業 | 【総事業費】 9,505 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・医療施設従事医師数 103% → 105% | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・合同説明会にて本県ブースに来場した医学生のうち、平成 25 年 5 名、平成 26 年 20 名、平成 27 年 16 名、平成 28 年 25 名、計 66 名が沖縄県の研修医として確保に繋がっている。 ・確保に繋がった研修医 66 名のうち、県外出身者は 56 名となっており合同説明会にて県内病院の研修を PR することで、県外から多くの研修医を確保することに繋がっている。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的要因から医学生に魅力を伝える機会が少ない県内の臨床研修病院に対し、大都市（東京、大阪等）で行われる、医学生・研修医を対象とした合同説明会へ、参加することにより、県内病院の初期・後期臨床研修医の確保につながっている。 ・多くの初期・後期臨床研修医を確保することは、指導医や勤務医として、一定割合は県内に定着するため、医師を確保する上で有効な手段となっている。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての基幹型臨床研修病院が合同で説明会に参加することで、集客力を高め、医学生との情報交換機会の増加につながるため、効率的に研修医の確保が図られている。 | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.47】 看護師等修学資金貸与事業 | 【総事業費】 78,702 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ○ 県内で就業する新規看護職者中の貸与者 100 名 | |
| 事業の達成状況 | 平成 28 年 3 月に養成校を卒業した貸与生は 121 名。その内、県内の免除対象施設に就業した者が 112 名 (92.6%)。県外就業者が 9 名 (7.4%) となっている。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>県は、第七次看護職員需給見通しを基に、救急病院において、夜間の勤務や過重な労働条件から慢性的に看護師の離職率が高い状況が続く事、及び 7 対 1 看護体制の導入から看護師の需要要望は高くなっていく状況を踏まえ、平成 23 年度に修学資金貸与者が就業により返還債務が免除となる施設に救急病院を加えた。</p> <p>一方、国は平成 26 年に地域包括ケアシステムの構築に取り組む事を法的に位置づけており、そのためには訪問看護や老人福祉施設等の機能強化が重要であるが、これら施設の採用率が訪問看護ステーションで 45.5%、特別養護老人ホームで 35.1%と全施設平均の 74.1%を大きく下回っている状況であり、看護職員の確保困難性が高く、行政による誘導策が必要であったため、平成 27 年度に老人福祉施設等を修学資金の免除対象施設に加えた。</p> <p>また、看護職員数は順調に増加しているとはいえ、離島等の過疎地域については、未だ不足している状況があり、地域包括ケアシステム構築にはさらなる確保が必要な状況である。</p> <p>これら沖縄県の現状から、県内で養成した看護職者の県外流出を防ぎ、県内医療機関へ就業させる事を目的に修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に育成していく必要がある。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.48】 周産期救急対応者育成事業 | 【総事業費】 2,504 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 人口 10 万人対主たる診療科が「産婦人科・産科」に従事する医師数の増加 | |
| 事業の達成状況 | 平成 28 年度においては、 ALSO(Advanced Life Support in Obstetrics)研修 1 回 BLSO(Basic Life Support in Obstetrics)研修 1 回を実施し、 周産期救急に対応できる医療従事者の育成が図られた。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>高次医療機関においては、産科医、産科研修医、助産婦が共通認識を持って対応することにより、ハイリスクの患者を取り扱う現場でより質の高い周産期医療を提供出来るようになる。</p> <p>また、一般産科医療機関においても、より安全な周産期医療を提供できるようになる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>高次医療機関の産科医がインストラクター資格を得ることによって、県内の各医療圏において独自で定期的にコースを実施することが可能となり、医療従事者のみならず救急救命士への普及にもつながる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.49】 地域医療関連講座設置事業 | 【総事業費】 36,631 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 地域医療に従事する医師の養成・確保に資する地域医療関連講座の設置・運営 | |
| 事業の達成状況 | 琉球大学医学部に地域医療関連講座を設置し、地域医療に従事する医師のための卒前・卒後教育等を実施した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 卒前～卒後教育を通して地域医療への意識を高め、離島・へき地医療に従事する動機づけを行うことにより、地域医療を担う医師の確保が促進される。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内唯一の医育機関である琉球大学が卒前から卒後まで継続して地域医療に関する教育・研修を提供する環境を構築することにより、地域医療に従事する医師の確保を円滑かつ効率的に進めることができる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.50】 医療人育成事業 | 【総事業費】 1,090 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 北部、中部、南部、宮古、八重山 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・ 医療施設従事医師数 103% → 105% | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 回の合同研修を実施し、計 111 名の初期・後期臨床研修医が研修に参加した。 ・ 開始年度という事もあり、研修会場、参加指導医等の確保や、研修医に対する周知等が不十分であり、当初計画より研修回数や参加研修医数が下回る結果となった。 ・ 平成 29 年度の事業実施に向け、研修会場、参加指導医等の確保、研修医に対する周知を行った。また、各病院の指導医が参加する協議の場を設け、事業実施計画の見直しや研修プログラムの改善を図った。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修医に対し質の高い研修を提供することが初期・後期臨床研修医の確保に繋がるため、県内全ての基幹型臨床研修病院の指導医が合同で研修プログラムを作成し、研修医に提供することで、教育研修体制の充実を図っている。 ・ 多くの初期・後期臨床研修医を確保することは、指導医や勤務医として、一定割合は県内に定着するため、医師を確保する上で有効な手段となっている。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内、全ての基幹型臨床研修病院の研修を参考にすることで、効率的に優れた研修プログラムを作成できている。 ・ 県内全ての研修医に対し、優れた研修プログラムを提供することで、沖縄県全体が魅力ある研修環境となり、効率的に研修医を確保することに繋がっている。 | |
| その他 | | |